

各障がい者(児)福祉施設・事業所を運営する法人代表者 様

松江市福祉部障がい者福祉課

オミクロン株患者の濃厚接触者となった障がい福祉サービス従事者の
待機期間の短縮について(お知らせ)

平素より新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

標記の件につきまして、下記「1. ②」のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせします。※この取扱いは、障がい福祉サービス従事者(エッセンシャルワーカー)が対象で、利用者に対して同様の取扱いはできません。

なお、下記「1. ②」による対応を行う場合は、当該濃厚接触者の所属する事業所・施設から管轄保健所へ事前に相談してください。(保健所が感染者対応に専念できるよう、保健所への相談は待機期間短縮事案の発生時のみとし、それ以外の際は障がい者福祉課にお問い合わせください。)

記

1. 待機解除までの期間

令和 4 年 1 月 5 日付け(令和 4 年 1 月 28 日一部改正)事務連絡厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部通知(以下「通知」という。)のとおりとする。

① 濃厚接触者の待機期間は、最終暴露日(陽性者との接触等)から 7 日間(8 日目解除)とする。※オミクロン株感染者の濃厚接触者は、一般的にはこの取扱いになります。

② 上記①にかかわらず、無症状であり、4 日目及び 5 日目に薬事承認された抗原定性検査キットで陰性確認後、5 日目から解除が可能である。

※抗体定性検査キットは薬事承認されたものを用的とともに、別添通知の「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」①～⑤の対応を行うこと。

2. その他

別紙「社会機能維持者である濃厚接触者の待機期間の短縮について」を参考に、事業所での対応をご検討ください。

【松江市ホームページ】

総合メニュー > 事業者向け情報 > 福祉・介護 > 障がい福祉サービス事業所等関連情報 > 新型コロナウイルス関連通知

【問い合わせ先】
松江市障がい者福祉課
審査・給付係(電話 55-5946)